

告 示

埼玉県告示第百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年三月十四日